

船舶インシデント調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	平成27年12月25日 11時25分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市早岐港 針尾港北防波堤灯台から真方位034° 1.9海里付近 (概位 北緯33° 04.7′ 東経129° 47.3′)
インシデントの概要	水陸両用船GAIA-S Pは、航行中、操舵ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年1月8日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水陸両用船 GAIA-SP、4.9トン 117-470大阪、ジャパنداック株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、航行中、船長が遠隔操舵装置のダイヤルを操作して右舵を取った後、舵が戻らず、操舵ができなくなった。 本船の遠隔操舵装置は、操縦席のダイヤルを操作すると、油圧ポンプユニットを介して船尾の受動シリンダが作動して舵が取られ、実舵角が追従発信器に伝えられてフィードバックされるようになっていた。 本船は、帰港後、機関修理業者が点検したところ、遠隔操舵装置の追従発信器が取付金具の破損により脱落していた。
分析	本船は、遠隔操舵装置の追従発信器が取付金具の破損により脱落したことから、舵角のフィードバックができなくなり、操舵不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、遠隔操舵装置の追従発信器が取付金具の破損により脱落したため、舵角のフィードバックができなくなり、操舵不能になったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・遠隔操舵装置の追従発信器は、脱落しないように、取付金具等を定期的に点検することが望ましい。